

# 履 修 要 項

# 履 修 要 項

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ◆ 教育目的・教育目標                       | 1  |
| ◆ 履修案内                            | 1  |
| 1. 単位制・単位の算定について                  | 1  |
| 2. 授業日数および時間について                  | 2  |
| 3. 出欠席等の基準および措置要項                 | 3  |
| 4. 通院・療養等による長期欠席者への教育的配慮について      | 4  |
| 5. 単位認定について                       | 5  |
| 6. 進級制度および卒業について                  | 5  |
| 7. 履修登録について                       | 6  |
| 8. 教育職員免許状を取得する者の履修について           | 7  |
| 9. 教育課程(カリキュラム表)                  | 8  |
| 10. 保育士資格を取得する者の履修について            | 10 |
| 11. 保育士養成課程(カリキュラム表)              | 11 |
| 12. 学校図書館司書教諭の養成課程について(カリキュラム表含む) | 14 |

## ◆ 教育目的・教育目標

千葉敬愛短期大学は昭和25年(1950年)に設立され、一貫して地域の初等教育・幼児教育の指導者の育成を担い、平成13年度からは保育士養成も担っている。当然ながら、本学は、「敬天愛人」の具現化を教育・保育の場において担う人材の育成を志向する。一人ひとりの学生の尊厳性、可能性を衷心より敬愛して学生の高い内在性を引き出し育み、地域の初等教育・幼児教育・保育に使命感と奉仕の精神を持つ有為な人材養成を行うことが、本学の目的である。即ち「敬天愛人」の理念を実践し得る、し続ける教育者・保育者の育成である。

千葉敬愛短期大学の2年間の学びで小学校教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得できるが、本学の教育の目指すところは単なる知識・技能の習得・習熟にとどまらず、人間の尊厳性・可能性をこよなく尊ぶ精神を体得してもらうことにある。道半ばの点もあるが、「敬天愛人」の教育理念に沿う取組に、教職員一同、骨身を惜しまない姿勢を貫こうとしている。より具体的な教育目標を以下に記載する。

- I. 地域の初等教育・幼児教育・保育に貢献する、使命感と奉仕の精神を持つ指導者の育成を図る。
- II. 学生一人ひとりを大切にしたい、きめ細かな実践的教育を行う。
- III. 学内行事、各種体験の機会を豊富に準備し、学生生活を通して総合的な人間力の向上を図る。
- IV. 礼儀作法、一般常識の修得にとどまらず、考える力を発揮する学生の育成に努める。
- V. “子ども”の成長の連続性や教育と保育の相関性に注意を払い、総合的に“子どもを学ぶ”ことを大切にする教育を行う。

I.～IV. は、まさに学生の人格を尊び、学生の尊厳ある内在性を引き出し育むことを宣言するものであり、V. は、教育、保育の対象者である“子ども”の人格を敬愛する人材の育成を謳ったものである。

これらの教育目標は、カリキュラム、行事、実習、クラブ活動、ボランティア活動、就職活動等の中で具体的に検討され履行される。

## ◆ 履修案内

本学の初等教育科は、志望別により以下のコースに分かれている。

- ・ 小学校教諭二種免許および幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得するコース(小幼保コース)
- ・ 小学校教諭二種免許と幼稚園教諭二種免許を取得するコース(小幼コース)
- ・ 幼稚園二種免許と保育士資格を取得するコース(幼保コース)

履修にあたっては、この「履修要項」を熟読し、内容をよく理解した上で、科目の選択を確実に行うこと。また、自分勝手な判断をせず、クラス担任、事務室教務係とよく相談して、充実した学生生活を送れるように心掛けてほしい。

### 1. 単位制・単位の算定について

開講されている各科目の中から卒業に必要な科目を履修し、卒業要件単位(本学では64単位)を2年間で修得する制度である。本学における2年間の学修は、学生の自由な選択による単位制がもとになっている。45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを基本としている。この学修には、授業時間外に必要な予習や復習を含む。

それぞれの授業の形態や方法によって、教育効果、授業時間外に必要な学修の量等が異なるため、実際には、次の基準により1単位に相当する時間数を算定する。

|            |      |                                    |
|------------|------|------------------------------------|
| 講義         | 15時間 | ただし、別に定める科目については30時間の授業をもって1単位とする。 |
| 演習         | 30時間 | ただし、別に定める科目については15時間の授業をもって1単位とする。 |
| 実験・実習および実技 | 45時間 | ただし、別に定める科目については30時間の授業をもって1単位とする。 |

## 2. 授業日数および時間について

### 1. 授業日数について

本学は、年間を前期(15週以上)と後期(15週以上)の2期に分けている。前期は4月から9月までとし、後期は10月から翌年の3月までとする。

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

### 2. 半期科目と通年科目について

本学の開講科目には、前期または後期に開講される科目(半期)と、1年間を通して開講される科目(通年)がある。

### 3. 授業時間について

授業に関しては、45分とその予習復習をもって1時間ととらえる。本学の授業時間は、90分を1コマとして組まれている。つまり1コマで2時間分の授業を行うことになっている。

各時限の開始時間と終了時間は、以下の通りである。

|     |             |
|-----|-------------|
| 1時限 | 9:00～10:30  |
| 2時限 | 10:40～12:10 |
| 3時限 | 13:10～14:40 |
| 4時限 | 14:50～16:20 |
| 5時限 | 16:30～18:00 |

### 3. 出欠席等の基準および措置要項

#### 1. 遅刻

- (1) 授業開始後、遅れて授業に参加した場合、20分以内の遅れを「遅刻」として取り扱う。これ以後の遅れは、「欠席」とする。
- (2) 公共の交通機関の事故等による理由によって授業に遅れた場合は、最寄りの駅で「遅延証明書」を発行していただき、それを授業担当者に提示することにより、「遅刻」扱いとならない。
- (3) 授業に遅れた理由が正当であると考えられる場合は、その旨を明記し、速やかに授業担当者に提出すること。授業担当者は、それが正当な理由であるかを判断し、適切な指示する。
- (4) 「遅刻」を3回行った場合は、1回の「欠席」として取り扱う。

#### 2. 早退

- (1) 授業が終了する前に早引きする場合、30分以内の早引きを「早退」として取り扱う。これ以前の早引きは、「欠席」とする。
  - (2) 授業を早引きする理由が正当であると考えられる場合は、その旨を明記し、速やかに授業担当者に提出すること。授業担当者は、それが正当な理由であるかを判断し、適切な指示する。
  - (3) 「早退」を3回行った場合は、1回の「欠席」として取り扱う。
- ※ 理由が正当であり、「遅刻」「早退」扱いにならない事項は次の通りである。
- ・忌引き
  - ・法定伝染病
  - ・災害
  - ・交通機関の遅延、事故
  - ・就職のための試験、面接等

#### 3. 公認欠席（公欠）

- (1) 次の事項による欠席は公認欠席とする。
  - ①介護等体験、②通学合宿、③さわやか芸能大会、④学生派遣〔※1〕、⑤忌引き〔※2〕、⑥出校停止〔※3〕、⑦災害・事故関係〔※4〕、⑧就職試験〔※5〕
  - 〔※1〕 1. 外部機関からの学生の派遣依頼に対して、大学として同意した学生が活動のために欠席すること。  
2. 大学の命により、活動を行うために欠席すること。
  - 〔※2〕 1. 一親等（父・母・子）の死亡に伴う葬儀等への参列のために欠席すること。  
(7日以内)
  - 2. 二親等（祖父母・兄弟姉妹）の死亡に伴う葬儀等への参列のために欠席すること。  
(3日以内)
  - 3. 三親等（叔父・叔母等）の死亡に伴う葬儀等への参列のために欠席すること。  
(1日以内)
  - 〔※3〕 法定伝染病およびこれに準じる疾病のために欠席すること。医師の診断書が必要。
  - 〔※4〕 1. 自然災害等のために欠席すること。  
2. 交通機関の遅延・事故等のために欠席すること。  
交通機関発行の遅延証明書が必要。
  - 〔※5〕 園見学の際に、急遽採用試験となった場合も含む。

※なお、①～③は学生による手続きは不要であるが、④～⑧は学生による手続き（公認欠席届）が必要となり、それがなされない場合は欠席扱いとする。
- (2) 特別の配慮が必要と認められた場合は、別途教務委員会にて協議をする。
- (3) 対面授業は原則行わない。

#### 4. 公認欠席の手続き

- (1) 欠席日の3日前までに「公認欠席願」を事務室教務係に提出し、確認印を受けた「公認欠席届」を受けとる。
- (2) 「公認欠席届」に必要な事項（捺印を含む）を記入のうえ欠席後1週間以内に事務室教務係に提出する。

## 4. 通院・療養等による長期欠席者への教育的配慮について [内規]

### 1. 教育的配慮の基本理念

入院・自宅療養のために、やむなく欠席しなければならない状況におかれた学生にも学ぶ権利がある。また、一人ひとりの学生の将来には、無限の可能性が秘められている。この権利や可能性を尊重し、支援する姿勢を示すことは教職員の責務である。

以上の理由に基づき、修学期間内において補習学習の機会を設定し、単位の取得に配慮することとする。ただし、安易な措置は避け、あくまで学生自身のために将来に生きることを判断された対策を講ずることとする。

### 2. 対象学生

入院・自宅療養のために、欠席日数が授業時間の1/5を超え2/5以内に至った者。

※ただし、実習関連科目等(教育実習Ⅰ・Ⅱ、保育実習Ⅰ～Ⅵ、ボランティア介護論・介護等体験)において欠席した場合は、対象外とする。

### 3. 具体的な方策

#### (1) 対象学生の承認手続きについて

〈前提〉対象学生は、学生自らが積極的に教育的配慮を求めている者に限る。

- ・対象学生は、教育的配慮を事務室教務係に診断書を添えて申請する。
- ・申請に対して、教務部委員会および関係指導教員は、承認事項について審議する。
- ・教務部委員会は、教育的配慮を要する学生の承認・配慮事項等を教授会に提案する。
- ・教授会の決議によって、対象学生の承認等を決定する。

#### (2) 補習学習について

・補習学習の内容の範囲は、欠席した時数から授業時数の1/5を差し引いた残りの時間に相当する内容を基準とする。

※ただし、これは半期履修科目の場合とし、通年履修科目の場合は換算する。

- ・補習学習の内容は、関係指導教員が欠課時数に見合った対面授業を実施する。
- ・補習学習の期間は、前期の授業終了から8月末日までの間、あるいは後期の授業終了から3月上旬(2年生は2月末日)までの間とし、具体的な実施日は事務室教務係が指示する。
- ・補習学習の場合は、クラス等の教室で行うことを原則とする。(事務室教務係の指示に従う。)
- ・補習学習の日数は、事務室教務係が欠課時数に見合った日時数を指示する。

#### (3) 評価について

- ・定期試験、追試験、再試験を受けた場合は、この結果を加味し、総合的に評価する。

### 附則

この内規は、平成18年4月1日より施行する。

この内規は、平成22年4月1日より施行する。

## 5. 単位認定について

成果の確認のため、原則として受講科目の講義終了時に定期試験を行う。科目によっては論文、レポート、口述、作品、実技、その他、担当教員の指示する方法をもって試験にかえることがある。

半期開講科目は前期または後期終了時に、通年開講科目は後期終了時に試験により単位が認定される。

- (1) 定期試験時期 1年次生は前期7月・後期2月、2年次生は前期9月・後期2月
- (2) 受験資格 ①各科目の授業時数の4/5以上の出席がなければ原則として受験資格がないものとする。  
②授業料納入済みであること。
- (3) 成績発表 各科目の成績は、事務室窓口で各学生に成績表を交付する。
- (4) 成績評価 ・平成12年度入学生より
- |    |                        |
|----|------------------------|
| AA | 100～90点                |
| A  | 89～80点                 |
| B  | 79～70点                 |
| C  | 69～60点                 |
| D  | 59点以下（不合格とし、単位認定されません） |

### 1. 追試験について

追試験は、病気・その他やむを得ぬ理由により定期試験を受験できなかった場合に対して実施する。自己の不注意による定期試験欠席者および公的証明書のない者は、理由のいかんを問わず追試験の受験資格はないものとする。

追試験の評価の上限は80点とする。ただし、公認欠席の場合は追試験の評価の上限を100点とする。

受験の際には、定められた期間内に事務室教務係で所定の手続きをした後、指示を受けること。

### 2. 再試験について

再試験とは、各科目の単位認定方法により60点未満の判定がなされた場合、同じ科目について再度単位認定のために行う試験をいい、

受験資格(出席日数4/5)がある場合は、再試験を受けることができる。

この試験による評価の上限は60点とする(すなわち60点で単位が認定される)。

受験に際しては、定められた期間内に事務室教務係で所定の手続きをすること。

## 6. 進級制度および卒業について

### 1. 進級制度

1年次に修得単位数が20単位以下の場合、それに該当する学生は1年次に留め置く(留年)。

留年した学生が履修登録できる科目は、1年次に配当されている科目(44単位以内)のみとする。

### 2. 卒業について

本学に2年以上在学し、所定の卒業要件64単位を修得した者には、卒業証書・学位記「短期大学士(教育学)」を授与する。

### 3. 在学年数について

2年間で所定の卒業要件64単位を修得できなかった者は、留年期間を含み4年間の在学が認められる。

## 7. 履修登録について

次に、科目を履修し単位を修得するための手続き、方法等の実務的な事柄について説明する。

科目を履修し、単位を修得するための手続きを履修登録という。講義開始時の前までに、自分が履修する科目を決定し、責任をもって履修登録をしなければならない。

### 1. 履修科目登録単位数の上限について

- (1) 1年次生における履修科目登録単位は44単位までを上限とする。  
ただし、小幼については48単位を上限とする。
- (2) 2年次生における履修科目登録単位は46単位までを上限とする。  
ただし、上記の上限に保育士資格・学校図書館司書教諭に関する科目の登録単位は含まれない。  
前期、後期で均等に履修できるように各自で配当を考えること。

### 2. クラス編成について

いくつかの科目については、指導内容と教育効果を考慮して、クラス(入学時、コース別に編成)単位による授業を行うものとする。また、クラスをさらに分割した少人数クラス(学籍番号により別途指示)を編成する科目もある。  
クラス編成する科目については、時間割やガイダンス等で指示する。クラス編成については、担当教員または事務室教務係の指示に従うこと。

### 3. 必修・選択必修・選択の区分について

単位を修得するための科目には、必修と選択および選択必修の区分がある。

- (1) 必修科目については、教育課程に示されているすべての科目を履修する必要がある。
- (2) 選択科目は、自由に履修できるが、資格取得に必要な単位は修得しなければならない。
- (3) 選択必修科目は、複数の授業科目の中から1科目あるいは数科目履修し、単位を修得しなければならない。

### 4. 履修計画の立て方について

科目の選択にあたっては、カリキュラム表と時間割表を十分に検討する必要がある。

必修科目、選択必修科目の順で時間割を埋めたあと、空いている時間に選択科目が開講されていれば、それを受講するか否か決めて、入れていく。

### 5. 履修の手続きについて

科目を履修するための正式な登録は、「Web履修」で登録したのち各自で時間割表をプリントし確認すること。

- (1) この手続きは、必ず本人が学内のパソコンで登録を済ませ、後日、事務室教務係より配布される時間割をもって履修登録の完了とする。
- (2) 定められた期日までに登録(確認)しなかった場合は、受講の権利を放棄したものとみなし、受講しても単位は認定されない。

## 6. 履修計画と登録についての注意

- (1) 本学での卒業要件単位は64単位であるが、必要最低限での履修は万が一の場合を考えると好ましい状態でない。ゆとりのある単位履修の計画を立てること。
- (2) 不合格科目は、改めて履修登録をしなければならない。そのために必要な内容は別途定める。
- (3) 履修登録した科目の変更は原則として認めない。また、単位認定された科目をもう一度履修することもできない。履修のための時間割編成は慎重に行うこと。
- (4) 科目には、前期または後期のみで終わる半期科目と、1年間を通して行われる通年科目がある。
- (5) 少人数クラスを編成する科目については、同じ科目名・同じ曜日時限で開講されていても、担当者によって授業の登録コードが異なる。自分がどの担当者のクラスに配属されたのか確認の上、コード表と時間割表をよく見て誤りのないよう登録すること。
- (6) 科目によっては、受講者の人数制限をする場合がある。その場合は担当教員の指示に従うこと。
- (7) 指示された期間内に履修科目の登録を済ませ、再度配布された時間割表にて確認すること。ただし、履修登録期間内に登録が完了しない場合、未登録科目を受講しても単位の認定はされない。
- (8) 卒業要件の単位数と免許資格取得のための単位数は異なる。カリキュラム表の備考欄をよく読んで確認すること。
- (9) 小学校、幼稚園教諭免許状取得希望者は免許法に示す条件を満たすことに注意すること。

### 平成17年度～21年度以降入学者

| 学 科   | 基 礎 科 目 | 教科・教職・総合演習・教育実習 | 卒業要件単位 |
|-------|---------|-----------------|--------|
| 初等教育科 | 12      | 52              | 64     |

### 平成22年度以降入学者

| 学 科   | 基 礎 科 目 | 教科・教職<br>保育・教職実践演習(幼稚園)<br>教職実践演習(小学校) | 卒業要件単位 |
|-------|---------|--|--------|
| 初等教育科 | 12      | 52                                     | 64     |

## 8. 教育職員免許状を取得する者の履修について

教育職員免許状のうち、小学校教諭二種免許状と幼稚園教諭二種免許状の両方が取得できるように教育課程を設定してある。その履修すべき単位等については、教育職員免許法第5条別表Ⅰに記載されている通りであるが、本学に関係する部分は次の表による。

| 所要資格<br>免許状の種類 | 基 礎 資 格                          | 大学において履修することを必要とする<br>専門教育科目の最低単位数 |         |               |                        |
|----------------|----------------------------------|------------------------------------|---------|---------------|------------------------|
|                |                                  | 教科に関する科                            | 教職に関する科 | 教科または教職に関する科目 | 教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目 |
| 小学校教諭二種免許状     | 学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること | 4                                  | 31      | 2             | 8                      |
| 幼稚園教諭二種免許状     | 同 上                              | 4                                  | 27      |               | 8                      |

### 小学校教諭免許（教科に関する科目）

小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合、教科に関する科目の単位修得方法は、国語（書写含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭および体育の教科に関する科目のうち、必修2科目（「国語」・「体育」）を含み6科目以上について修得しなければならない。

### 幼稚園教諭免許（教科に関する科目）

幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合、教科に関する科目の単位修得方法は、国語（書写含む）、算数、生活、音楽、図画工作、体育および音楽（器楽Ⅰ）の教科に関する科目のうち、必修2科目（「国語」・「体育」）および図画工作、音楽（器楽Ⅰ）を含む4科目以上について修得しなければならない。

## 9. 教育課程

| 授業科目の区分等                     | 欄     | 授 業 科 目   | 開講<br>単位 | 開講年次・配当(単位) |    |     |                             | 履 修 方 法  | 卒業<br>要件の<br>単位数         |
|------------------------------|-------|-----------|----------|-------------|----|-----|-----------------------------|--|--------------------------|
|                              |       |           |          | 必 修         |    | 選 択 |                             |  |                          |
|                              |       |           |          | 1年          | 2年 | 1年  | 2年                          |  |                          |
| 基礎<br>科目                     |       | 倫 理 学     | 2        |             |    | 2   |                             | *必修7科目を含み12単位以上を修得しなければならない。<br><br>*海外語学研修は、英語Ⅱの単位として認定する。<br><br>*小免取得者は、英語Ⅱ・ボランティア介護論(介護体験含む)を修得しなければならない。            | 12                       |
|                              |       | 現代子ども学Ⅰ   | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 現代子ども学Ⅱ   | 2        |             | 2  |     |                             |  |                          |
|                              |       | 数 学 入 門   | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 日 本 国 憲 法 | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 情 報 処 理   | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 英 語 Ⅰ     | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 英 語 Ⅱ     | 2        |             |    |     | 2                           |  |                          |
|                              |       | 基礎体育講義    | 1        | 1           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 基礎体育実技    | 1        | 1           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | ボランティア介護論 | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 小 計       | 20       | 12          |    | 8   |                             |  |                          |
| 教科<br>に<br>関<br>する<br>科<br>目 |       | 国語(書写含む)  | 2        | 2           |    |     |                             | *小免取得者は、6科目以上(必修2科目を含む)について、それぞれ2単位以上修得しなければならない。<br><br>*幼免取得者は、4科目以上(必修2科目及び図画工作、音楽「器楽Ⅰ」を含む)について、それぞれ2単位以上修得しなければならない。 | 52                       |
|                              |       | 社 会       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 算 数       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 理 科       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 生 活       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 音 楽       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 音楽(器楽Ⅰ)   | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 音楽(器楽Ⅱ)   | 2        |             |    |     | 2                           |  |                          |
|                              |       | 図画工作      | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 家 庭       | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 体 育       | 2        |             | 2  |     |                             |  |                          |
|                              | 小 計   | 22        | 4        |             | 18 |     |                             |  |                          |
| 教職に<br>関する<br>科目             | 第二欄   | 初等教育教師論   | 2        |             |    | 2   | *小免取得者は、初等教育教師論を修得しなければならない |  |                          |
|                              |       | 幼児教育教師論   | 2        |             |    | 2   | *幼免取得者は、幼児教育教師論を修得しなければならない |  |                          |
|                              | 第三欄   | 教育原理      | 2        | 2           |    |     |                             |  | *必修3科目6単位以上を修得しなければならない。 |
|                              |       | 教育心理学     | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              |       | 保育の心理学Ⅰ   | 2        |             |    | 2   |                             |  |                          |
|                              |       | 教育制度      | 2        | 2           |    |     |                             |  |                          |
|                              | 保育原理Ⅰ | 2         |          |             | 2  |     |                             |  |                          |

| 授業科目の区分等    | 欄               | 授 業 科 目        | 開講<br>単位 | 開講年次・配当(単位) |    |     |    | 履 修 方 法   | 卒業<br>要件<br>の単<br>位数 |
|-------------|-----------------|----------------|----------|-------------|----|-----|----|---|----------------------|
|             |                 |                |          | 必 修         |    | 選 択 |    |   |                      |
|             |                 |                |          | 1年          | 2年 | 1年  | 2年 |   |                      |
| 教職に関する科目    | 第<br>四<br>欄     | 教育課程論          | 2        |             | 2  |     |    | *小免取得者は、必修3科目と道徳教育の研究、特別活動の研究、生徒指導法を修得することと、6科目以上の教科教育法に関する科目(音楽、図工、体育のうち2科目以上を含む)について、それぞれ2単位以上を修得しなければならない。 | 52                   |
|             |                 | 国語教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 社会教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 算数教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 理科教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 生活教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 音楽教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 図工教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 家庭教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 体育教育法          | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 道徳教育の研究        | 2        |             |    | 2   |    |   |                      |
|             |                 | 特別活動の研究        | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 教育方法           | 2        |             | 2  |     |    |   |                      |
|             |                 | 保育内容総論         | 2        |             |    | 2   |    |   |                      |
|             |                 | 保育内容の研究(健康)    | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 保育内容の研究(言葉)    | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 保育内容の研究(人間関係)  | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 保育内容の研究(環境)    | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             |                 | 保育内容の研究(音楽表現)  | 2        |             |    |     | 2  |   |                      |
|             | 障害児保育           | 2              |          |             |    | 2   |    |   |                      |
|             | 生徒指導法           | 2              |          |             | 2  |     |    |   |                      |
|             | 教育相談(カウンセリング含む) | 2              |          | 2           |    |     |    |   |                      |
|             | 幼児指導法           | 2              |          |             | 2  |     |    |   |                      |
|             | 第五欄             | 教育実習Ⅰ          | 2        |             |    | 1   | 1  | *小・幼免取得者は、2科目6単位を修得しなければならない。   |                      |
|             |                 | 教育実習Ⅱ          | 4        |             |    |     | 4  |   |                      |
|             | 第六欄             | 保育・教職実践演習(幼稚園) | 2        |             |    |     | 2  | *小・幼免取得者は、いずれか1科目2単位を修得しなければならない。   |                      |
| 教職実践演習(小学校) |                 | 2              |          |             |    | 2   |    |   |                      |
|             | 小 計             | 70             | 12       |             | 58 |     |    |   |                      |
|             | 小 計             | 112            | 28       |             | 84 |     |    |   |                      |
|             | 小 計             | 112            | 28       |             | 84 |     | 64 |   |                      |

## 10. 保育士資格を取得する者の履修について

本学では、平成13年度より、卒業要件64単位を修得し、加えて幼稚園教諭二種免許を取得する者のうち、本学が保育士の取得を許可した者に限り、保育士資格が取得できるように教育課程を開設した。

### 1. 保育士資格

大学において履修することを必要とする保育士資格取得のための「修業科目および単位数」(11～13頁の表)における専門教育科目の最低単位数は下表による。

資格取得するに当たっては、修学における資格取得要件単位を満たすとともに、別表(8～9頁の表)の教育課程から、必修科目および選択必修科目を履修登録し単位を修得すること。

### 2. 幼稚園免許状および保育士資格取得最低単位

本学における幼稚園教諭免許状および保育士資格の取得にあたっては、「教育職員免許状を取得する者の履修について」「幼稚園教諭二種免許状」の8～9頁と同時に保育士資格取得のための(12頁の表)備考欄を参照。

| 免許状・資格の種類            | 大学において履修することを必要とする専門教育科目の最低単位数 |          |          |           |           |     |
|----------------------|--------------------------------|----------|----------|-----------|-----------|-----|
|                      | 基礎科目                           | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 保育士資格必修科目 | 保育士資格選択科目 | 合計  |
| 幼稚園教諭二種免許状および保育士資格取得 | 12                             | 52       |          | 31        | 10        | 105 |

- (1) 教科に関する科目および教職に関する科目は、8～9頁の教育課程の備考欄を参照のこと。
- (2) 保育実習については、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)・保育実習指導Ⅰ(保育所・施設)」で、「保育実習Ⅱ(保育所)・保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅲ(施設)・保育実習指導Ⅲ」についての説明指導を行うので、担当者の指示に従うこと。
- (3) 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合は、教科および教職に関する科目を合せて52単位以上を修得すること。(教育課程を参照)

11 - (1) . 保育士養成課程 (必修科目)

| 告示別表第1による教科目      |           |      |        | 当該養成施設における教科の開設状況等 |      |     |    |    |
|-------------------|-----------|------|--------|--------------------|------|-----|----|----|
| 系 列               | 教 科 目     | 授業形態 | 単位数    | 左に対応して開設されている教科目   | 授業形態 | 単位数 |    |    |
|                   |           |      |        |                    |      | 必修  | 選択 | 計  |
| 保育の本質・目的の理解       | 保育原理      | 講義   | 2      | 保育原理 I             | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 教育原理      | 講義   | 2      | 教育原理               | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 児童家庭福祉    | 講義   | 2      | 児童家庭福祉             | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 社会福祉      | 講義   | 2      | 社会福祉               | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 相談援助      | 演習   | 1      | 相談援助               | 演習   | 1   |    | 1  |
|                   | 社会的養護     | 講義   | 2      | 社会的養護              | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 保育者論      | 講義   | 2      | 保育者論               | 講義   | 2   |    | 2  |
| 理解の対象の保育に関する科目    | 保育の心理学 I  | 講義   | 2      | 保育の心理学 I           | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 保育の心理学 II | 演習   | 1      | 保育の心理学 II          | 演習   | 1   |    | 1  |
|                   | 子どもの保健 I  | 講義   | 4      | 子どもの保健 I           | 講義   | 4   |    | 4  |
|                   | 子どもの保健 II | 演習   | 1      | 子どもの保健 II          | 演習   | 1   |    | 1  |
|                   | 子どもの食と栄養  | 演習   | 2      | 子どもの食と栄養           | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   | 家庭支援論     | 講義   | 2      | 家庭支援論              | 講義   | 2   |    | 2  |
| 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 保育課程論     | 講義   | 2      | 保育課程論              | 講義   | 2   |    | 2  |
|                   | 保育内容総論    | 演習   | 1      | 保育内容総論             | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   | 保育内容演習    | 演習   | 5      | 保育内容の研究 (健康)       | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 保育内容の研究 (言葉)       | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 保育内容の研究 (人間関係)     | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 保育内容の研究 (環境)       | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 保育内容の研究 (音楽表現)     | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   | 乳児保育      | 演習   | 2      | 乳児保育               | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   | 障害児保育     | 演習   | 2      | 障害児保育              | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   | 社会的養護内容   | 演習   | 1      | 社会的養護内容 I          | 演習   | 1   |    | 1  |
| 保育相談支援            | 演習        | 1    | 保育相談支援 | 演習                 | 1    |     | 1  |    |
| 表現技術の保育           | 保育の表現技術   | 演習   | 4      | 図画工作               | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 音楽 (器楽 I)          | 演習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 体育                 | 演習   | 2   |    | 2  |
| 保育実習              | 保育実習 I    | 実習   | 4      | 保育実習 I (保育所)       | 実習   | 2   |    | 2  |
|                   |           |      |        | 保育実習 I (施設)        | 実習   | 2   |    | 2  |
|                   | 保育実習指導 I  | 演習   | 2      | 保育実習指導 I (保育所)     | 演習   | 1   |    | 1  |
|                   |           |      |        | 保育実習指導 I (施設)      | 演習   | 1   |    | 1  |
| 総合演習              | 保育実践演習    | 演習   | 2      | 保育・教職実践演習 (幼稚園)    | 演習   | 2   |    | 2  |
| 合 計               |           | 51単位 |        |                    |      | 59  |    | 59 |
|                   |           |      |        | 59単位 (≧51単位)       |      |     |    |    |

11 - (2) . 保育士養成課程（選択必修科目）

| 告示別表第1による教科目      |                  |        |                        | 当該養成施設における教科の開設状況等 |      |       |            |    | 備 考  |  |   |   |   |
|-------------------|------------------|--------|------------------------|--------------------|------|-------|------------|----|--|--|---|---|---|
| 系列                | 教科目              | 授業形態   | 単位数                    | 左に対応して開設されている教科目   | 授業形態 | 単 位 数 |            |    |  |  |   |   |   |
|                   |                  |        |                        |                    |      | 必修    | 選択         | 計  |  |  |   |   |   |
| 保育に関する本質科目        | 各指定保育士養成施設において設定 |        | 15<br>単<br>位<br>以<br>上 | 幼児教育教師論            | 講義   |       | 2          | 2  | 必修3科目6単位と選択科目から5科目[音楽(器楽Ⅱ)2単位を含む]10単位以上、合わせて16単位以上修得しなければならない。 |  |   |   |   |
|                   |                  |        |                        | 保育原理Ⅱ（指導計画案の作成）    | 講義   | 2     |            | 2  |  |  |   |   |   |
|                   |                  |        |                        | 保育原理Ⅲ（保育所保育指針の解説）  | 講義   |       | 2          | 2  |  |  |   |   |   |
| 教育相談（カウンセリング含む）   |                  |        |                        | 講義                 | 2    |       | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 児童文化Ⅰ             |                  |        |                        | 講義                 | 2    |       | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 児童文化Ⅱ             |                  |        |                        | 講義                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 幼児指導法             |                  |        |                        | 講義                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 社会的養護内容Ⅱ（生活環境等）   |                  |        |                        | 講義                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 社会的養護内容Ⅲ（心身の障がい等） |                  |        |                        | 講義                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 在宅保育              |                  |        |                        | 講義                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 音楽（器楽Ⅱ）           |                  |        |                        | 演習                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| リトミック             |                  |        |                        | 演習                 |      | 2     | 2          |    |  |  |   |   |   |
| 保育実習              |                  |        |                        | 保育実習Ⅱ              | 実習   | 2     | 保育実習Ⅱ（保育所） | 実習 |  |  | 2 | 2 | 保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱおよび保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲのいずれか2科目3単位を選択必修とする。 |
|                   |                  |        |                        | 保育実習指導Ⅱ            | 演習   | 1     | 保育実習指導Ⅱ    | 演習 |  |  | 1 | 1 |   |
|                   |                  |        |                        | 保育実習Ⅲ              | 実習   | 2     | 保育実習Ⅲ（施設）  | 実習 |  |  | 2 | 2 |   |
|                   | 保育実習指導Ⅲ          | 演習     | 1                      | 保育実習指導Ⅲ            | 演習   |       | 1          | 1  |  |  |   |   |   |
| 合 計               |                  | 18単位以上 |                        | 30単位（≥18単位）        |      |       | 6          | 24 | 30   |  |   |   |   |

11 - (3) . 保育士養成課程（基礎科目）

| 告示別表第1による教科目     |                        |        |        | 当該養成施設における教科の開設状況等 |      |     |    |    |
|------------------|------------------------|--------|--------|--------------------|------|-----|----|----|
| 系 列              | 教 科 目                  | 授業形態   | 単位数    | 左に対応して開設されている教科目   | 授業形態 | 単位数 |    |    |
|                  |                        |        |        |                    |      | 必修  | 選択 | 計  |
| 教<br>養<br>科<br>目 | 外 国 語、体 育<br>以 外 の 科 目 | 不問     | 6 以上   | 倫理学                | 講義   |     | 2  | 2  |
|                  |                        |        |        | 現代子ども学Ⅰ            | 講義   | 2   |    | 2  |
|                  |                        |        |        | 現代子ども学Ⅱ            | 講義   | 2   |    | 2  |
|                  |                        |        |        | 数学入門               | 講義   |     | 2  | 2  |
|                  |                        |        |        | 日本国憲法              | 講義   | 2   |    | 2  |
|                  |                        |        |        | 情報処理               | 演習   | 2   |    | 2  |
|                  |                        |        |        | ボランティア介護論          | 演習   |     | 2  | 2  |
|                  |                        |        |        |                    |      |     |    |    |
|                  |                        |        |        |                    |      |     |    |    |
|                  | 外国語                    | 演習     | 2以上    | 英語Ⅰ                | 演習   | 2   |    | 2  |
|                  |                        |        |        | 英語Ⅱ                | 演習   |     | 2  | 2  |
| 体育               | 講義                     | 1      | 基礎体育講義 | 講義                 | 1    |     | 1  |    |
|                  | 実技                     | 1      | 基礎体育実技 | 実技                 | 1    |     | 1  |    |
| 合 計              |                        | 10単位以上 |        |                    |      | 12  | 8  | 20 |
|                  |                        |        |        | 20単位（≥10単位）        |      |     |    |    |

## 12. 学校図書館司書教諭の養成課程について（カリキュラム表を含む）

学校図書館司書教諭とは、「学校図書館法」第5条に定められた、司書教諭のことである。

学校図書館は、小学校・中学校・高等学校において学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、児童、生徒、教員の利用に共することによって、学校の教育課程の展開に寄与し、児童、生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられた学校の設備で、この学校図書館の専門的職務にあたるのが司書教諭である。

司書教諭は、教諭をもって充てるが、この場合、司書教諭は司書教諭の講習を修了した者でなければならず、履修すべき科目および単位その他必要な事項は、文部科学省令で決められている。

小学校二種免許状取得が条件ある。

| 授業科目の区分等  | 科目名          | 開講単位 | 開講年次・配当(単位) |    |     |   | 備 考 |
|-----------|--------------|------|-------------|----|-----|---|-----|
|           |              |      | 必 修         |    | 選 択 |   |     |
|           |              |      | 1年          | 2年 | 1年  | 2年  |     |
| 学校図書館司書教諭 | 学校経営と学校図書館   | 2    | 2           |    |     | *学校図書館司書教諭資格取得者は、必修5科目10単位を修得することと、小学校教諭二種免許状を取得すること。 |     |
|           | 学校図書館メディアの構成 | 2    | 2           |    |     |   |     |
|           | 学習指導と学校図書館   | 2    | 2           |    |     |   |     |
|           | 読書と豊かな人間性    | 2    | 2           |    |     |   |     |
|           | 情報メディアの活用    | 2    | 2           |    |     |   |     |
| 合 計       |              | 10   | 10          |    |     |   |     |